

狭山市店舗・住宅改修工事費補助金制度のご案内

狭山市では、店舗・空き店舗・住宅のリフォームを、市内施工業者を利用して行う場合に、その経費の一部を補助します。

★募集期間

2024年4月15日(月)から2024年5月7日(火)まで

店舗・空き店舗分の予算300万円・住宅分の予算400万円

- 申請が予算額を超えた場合は、抽選で交付対象者を決定
- 申請が予算額に達しない場合は、5月10日以降2025年3月14日まで受付(予算額に達した時点で終了)

<事業の概要>

◆補助対象者

- ・狭山市内に事業を営む店舗・事業所がある方
- ・狭山市内に事業を営む予定の空き店舗がある方
- ・市税を滞納していない方

◆補助対象店舗・空き店舗・住宅

店舗・自ら所有し、自らが営業している店舗・事業所

- ・自ら所有し、貸し出している店舗・事業所
- ・賃借し、自らが営業している店舗・事業所

空き店舗・自ら所有し、自ら営業しようとしている空き店舗

- ・自ら所有し、貸し出そうとしている空き店舗
- ・賃借し、自らが営業するための空き店舗

※小売業、飲食業その他商店街の活性化に寄与する業種を営業することが補助要件となります。

住宅・狭山市内に居住している方(住民登録のある方)

- ・所有又は賃借し、且つ居住している住宅

※集合住宅の場合は個人の専用部分に限ります。

◆対象となるリフォーム(裏面工事例を参照)

- ・狭山市内の施工業者による20万円(税抜き)以上の改修工事
- ・2024年6月1日以降の工事着工で、2025年3月31日までに工事完了及び実績報告書類を提出

※必ず工事着工前に申請ください。

◆補助金額

- ・店舗(空き店舗): 税抜き費用の10%相当額(上限30万円)
- ・住宅の場合: 税抜き費用の5%相当額(上限10万円)

※店舗併用住宅の場合、改修工事を行う総面積の割合により、店舗・住宅の補助区分を決定します。

◆申請要領・申請書類について

- ・申請書類及び必要書類等の詳細案内については市役所2階商業観光課、各地区センターで4月10日から配布(ホームページからもダウンロード可)

・申込みに関して不明な点については、下記問合せ先まで

<申請の流れ>

◆申請1(エントリー)4/15~5/7

- 申請書、見積書を市役所商業観光課へ提出
- ※郵送申請可、代理人可(委任状不要)
- ※郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒の同封をお願いいたします。

当初交付対象者の決定 5/10

(応募者多数の場合は抽選)

* 抽選結果につきましては、ホームページにて公表及び郵送にてお知らせいたします。

◆申請2(手続き)5/10~5/22

- 交付対象者については、工事着工前写真、住民票、課税資産明細書(写)を市役所商業観光課へ提出
- (※郵送申請可、同居親族等以外の代理人が申請の場合は委任状を提出)
- ※交付待機者においても、追加交付の場合があるため、着工前の写真の保存をお願いいたします。

◆交付決定

書類審査後、交付決定通知書を送付

◆改修工事着工~工事の完了

交付決定後に着工し、年度内に工事完了

◆実績報告

実績報告書、完了後の写真、契約書(写)、領収書(写)を、工事完了後1か月以内(2025年3月31日まで)に提出

◆補助金の交付

指定された口座へ振り込み

問合せ先 : 狭山市役所商業観光課 TEL04(2937)7538

○対象となるリフォーム工事例

※狭山市の他の補助制度(同じ工事を対象としたもの)と重複して申請することはできません。

※対象となる工事は、建築確認が必要ない簡易な改修工事です。

リフォームの内容	備 考
・バリアフリー改修工事	手すりの取り付けだけの工事等は対象外
・浴室・トイレ等の改修	バスタブ・トイレの交換だけでは対象外
・屋根の葺き替え、塗装等	
・外壁の張替、塗装等	
・内壁、天井のクロスの張替等	
・部屋の間仕切りの変更工事	
・空き店舗を貸出すために、住宅と店舗の共有部分の分離に必要な改修工事	現地確認をさせていただく場合があります。

○対象とならないリフォーム工事例

リフォームの内容	備 考
・増改築で床面積が増える工事	
・防蟻・防虫処理	
・門扉、フェンス、ブロック塀等の外構工事	
・車庫、物置、倉庫等の工事	
・樹木の剪定、植樹等の植栽工事	
・インターネット回線の引きこみ工事	内壁改修工事等に付随したものであれば対象
・サッシ、玄関ドア等の取替え	外壁改修工事等に付随したものであれば対象
・エアコン・キッチン・トイレ等の交換	内壁や床の改修工事等に付随したものであれば対象

※太陽光発電などの住宅用省エネルギーシステム設置補助事業については環境課へお問合せください。

※上記工事はあくまで「工事例」です。

詳しくは商業観光課までお問い合わせください。